

第十九回 参議院建設委員会會議録第十五号

(二〇九)

昭和二十九年三月十一日(木曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
赤木 正雄君
飯島連次郎君
小笠原 三男君
田中 一君

國務大臣

建設大臣 戸塚九一郎君

政府委員

建設省住宅局長 師岡健四郎君

事務局側

常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 瑞三君
常任委員 会専門員

説明員

建設大臣官 鬼丸 勝之君
府人事課長

本日

の会議に付した事件

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

建設行政に関する調査の件

(技術官の待遇等に関する件)

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。

本日は住宅金融公庫法の一部を改正する法律案並びに道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を伺いまして、住宅金融公庫法の一部改正の法律案の要綱を伺いまして、そのあとでかねて委員御要求の資料が出て参つておりますので、その説明を伺いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 本日御出席の政府委員は、戸塚建設大臣、師岡住宅局長、鬼丸人事課長でございます。では戸塚建設大臣、御説明下さい。

○國務大臣(戸塚九一郎君) 只今議題になりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、御承知の通り、昭和二十五年に発足し、以来、国民大衆に、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設資金を融通して、いわゆる公庫住宅を多数建設して参り、公庫住宅の建設と共に国の二大住宅供給方策の一つとして大きな役割を果して参りました。

然るに最近における建設費の騰貴と、特に地価の急激な高騰による土地取得難は、住宅建設の大きな障害となり、公庫資金借入希望者に対しても甚大な影響を与えているのであります。政府といたしましては、このような公庫融資による住宅建設における当面の

障害を除去し、住宅建設が円滑に行われるよう方策を講ずる必要が出て参つたわけでありますが、先ず建設費につきまして標準建設費を現状に即するよう改訂し、これにより自己資金の負担が過大とならないように措置した次第であります。

次に土地問題につきましては、公庫利用者の土地取得難の現況に鑑み、土地の開発造成について融資をすることにより、低廉な宅地の供給の増加を図る措置を講ずると共に、住宅の高層化を促進して土地の高度利用を促進したいと考えているのであります。このため公庫業務の範囲を拡充し、貸付条件の変更を行う必要が出て参りましたので、住宅金融公庫法について所要の改正を行うこととなり、ここに公庫法の一部改正案を提案した次第であります。以下改正案の主要な点について御説明申し上げます。

先づ第一に、土地を開発造成して低廉な宅地の供給の増大を図るため、地方公共団体その他の法人が土地を開発して譲渡する事業を行う場合、それらの法人に対しまして、公庫は、土地の取得、造成に要する資金を融通して公庫住宅建設希望者にあつて限り低廉な宅地を取得させる方策を講じたこととあります。

第二に、現在住宅を建設して譲渡する事業を行う者に対しまして、直接に資金を融通する途がないのであります。が、このたびこれらの事業を行う地方公共団体等に対し公庫資金融通の途を開いたのであります。この方策により開

発造成宅地、又は既存宅地に集団的に住宅を建設してコストの引下げを図り、良質、且つ、低廉な住宅を手軽に入手できるようにいたしたいと存じます。

第三に、高層住宅につきましては、貸付金の償還期間が現行では三十五年でありますのを五十年に延長することにしたのであります。既存宅地を最も効果的に利用するためには、高層住宅の建設の促進を図ることが適切な方法であることは申すまでもないところであり、一方建物の高層化によつて建設費が増大し、高層住宅の入居者の家賃等も増加いたしますので、この償還年限を延長し、高層住宅の入居者の負担を軽減して高層住宅の建設を促進せんとするものであります。

第四に、賃貸又は分譲事業を行う法人等が、その所有地に住宅の建設資金のみを借受け高層住宅を建設する場合、当該家屋内の住宅の建設費と当該家屋内の住宅の建設のために通常必要とする土地を取得するのに要する費用に相当する金額を合計した額の八割五分に相当する金額まで貸付けることができるようにいたしたのであります。これにより遊休宅地の利用の促進と住宅の高層化を図ることになりました。

第五に、公庫は、公庫の貸付金に係る高層家屋が建設される場合において必要と認める場合には、当該家屋内の住宅以外の部分が事務所、店舗等に利用されても、その部分の主要構造部、即ち柱、壁、床等を建設するに必要な資金を貸付けることができることとしたのであります。これは既存宅地の高度利用によつて住宅敷地の確保を容易にするためであります。

なお、災害のあつた場合被災者の公庫利用を容易ならしめるため、地震、暴風雨等の災害により滅失した住宅に災害当時居住していた者が、災害発生の日から二年以内に公庫の融資を建設する場合に、貸付金の償還期間を三年以内延長し、三年以内の償還期間を設けることといたしました。

その他公庫の附帯業務の整備を図るほか、前述の改正に伴い必要な関係法規の改正を行うとするものであります。以上が住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、只今提案になりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

申上げるまでもなく、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、議員各位の非常なる御熱意によりまして、第十六国会において成立したのであります。昭和二十九年以降五カ年間揮発油税収入額相当額を道路整備五カ年計画の財源に充当するという画期的な法律でございます。又政府といたしまして、道路の整備が経済発展の大きな基盤となるもの

であり、殊に最近の自動車交通の激増、自動車の大増、重量化に伴い、道路の整備が緊急を要するものであることは十分認識しているものであります。

併しながら、昭和二十九年年度の予算の編成に際しまして、諸般の情勢上その規模を極力圧縮する必要があることと、特にこの法律の趣旨通りに揮発油収入額相当額の金額を国の道路予算に充当することが、国と地方の財源の配分から考えまして、非常に困難となりまして、昭和二十九年年度に限って、止むを得ない措置として、揮発油収入額の三分の二相当額を国の道路財源に充当するように改正することが、この法律案を提案する理由であります。

なお、昭和二十九年年度における揮発油収入額の三分の一に相当する額については別途提案することになつております。揮発油譲渡と税法案により、道路に関する費用に充当することを目的として、地方公共団体に譲与されることになつております。この三分の一相当額のうち四十八億圓については、道路整備の財源等に関する臨時措置法第二条に規定する道路整備五年計画の実施に要する費用に充当することにしたしております。

何とぞ慎重御審議の上御可決されまじやうお願いいたす次第であります。
○政府委員(師岡健四郎君) 只今提案理由の説明がございました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の主要な改正点について逐条的に御説明申し上げます。

先ず第二条の定義に関する規定でございますが、この第二条を改正いたしました

まして、本改正案中の主要な字句につきましては新たに定義を加えたわけでございます。即ち、多層家屋とは、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ当該家屋の床面積の合計の三分の二以上を人の居住の用に供するものとし、主要構造部及び耐火構造の定義は、建築基準法の定義に従うこととしたいたしました。

次に第十七条の業務の範囲に関する規定でございますが、本条の改正は、本改正案の主要な改正点でありまして、公庫住宅の建設の隘路となつております土地問題を解決するため、公庫業務の範囲を拡充するに必要な改正でございます。

第一項でございますが、第一項に新たに一号を加えまして、従来の公庫の貸付対象者のほかに、住宅を建設してその住宅を、又はその住宅及びこれに附随する土地を譲渡する事業を行います会社その他の法人及び地方公共団体を加えまして、公庫はこれらのものに對し、住宅の建設及び住宅の建設に附随する土地の取得に必要な資金を貸付けることができることとしたいたしました。

第四項の改正でございますが、公庫は、公庫の貸付金に係る住宅の建設を容易にするため、必要があると認めます場合には、土地を取得し、造成し、譲渡する事業を行います会社その他の法人及び地方公共団体に對し、土地の取得、造成に必要な資金を貸付けることができることとしたいたしました。

前後いたしますが、第三項の改正でございますが、公庫から貸付を受けて土地を造成した法人で住宅の賃貸又は

譲渡事業を行うものがござりまする場合には、その造成した土地を用いてみずから公庫の貸付金に係る住宅を建設して賃貸又は譲渡する事業を行う場合には、土地の取得に必要な資金を住宅の建設に必要な資金に併せて貸付けることができることとしたいたしました。

第五項、第六項の改正でございますが、次に多層家屋が建設されます場合、多層家屋の定義は先ほど申し上げましたが、この多層家屋が建設される場合におきまして必要があると認められるときは、住宅部分の貸付について従来通りでございますが、その他従来貸付けておりませんでした住宅以外の部分に對し、その主要構造部につきましまして貸付けることとしたいたしました。これは住宅の敷地を確保するための一方策でございます。なお多層家屋とは、前に申しましたように住宅部分が家屋の床面積の合計の三分の二以上でなければなりません。特別の事情がありましても、住宅以外の部分が家屋の床面積の合計の二分の一までを占めておりましても、その主要構造部につきましまして貸付けることとしたいたしました。

第七項、第八項の改正でございますが、先ず第七項の改正は字句の整理でございます。第八項は、公庫の附帯業務に関する規定でございます。従来の公庫の附帯業務のほかに、住宅又は土地に関する指導又は住宅の建設に必要な土地の斡旋業務を行うために必要がある場合には、公庫自身が土地を取得し、造成し、譲渡し、又は住宅を建設し、譲渡することができることとしたいたしました。以上のは、附帯業務につきましまして、公庫業務を円滑に実施する

ために必要な改正を行いました。次に第十八条は、貸付を受けるべき者の選定に関する規定でございます。本条の改正は、本改正案によりまして新たに公庫の貸付対象となりましたものに、つきましまして貸付をいたした場合の選考基準を新たに附加したのでございます。

次に第十九条の二を新たに加えるわけでございますが、これは多層家屋等の敷地の基準に関する規定でございます。高層家屋は、ややもすれば居住環境が悪い地域に建設される虞れがございますので、貸付金に係る多層家屋等の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地で、且つ当該家屋内の住宅の居住者が健康で文化的な生活を営むに足る居住環境を有する土地であるように特に留意されるように規定いたしました。

第二十條は、貸付金額の限度に関する規定でございますが、本条の第三項は字句の整理のための改正でありまして、第四項及び第五項は、従来の規定のほかに今回の改正によりまして新たに基礎主要構造部の標準建設費を定めることとしたいたしました。所要の規定を追加いたしました。

第二十條の第一項、前後いたしました。これは同項に規定されております表を建築基準法の規定によらしめるために、従来の表につきましまして所要の改正を行ひまして、これに伴ひまして従来二十條第二項を削除いたしましたわけでございます。

次に第二十一條は、貸付金の利率及び償還期間に関する規定でございます。本条の改正は、第一に多層家屋内の住宅につきましましては、高層化に従ひまして建築費が増加いたしますので、

多層家屋内の入居者の家賃の負担を軽減するために、現行法では三十五年の償還期間となつておりますものを五十年に延長いたしました。又土地の造成事業を行う者に対する貸付金の利率は年六分五厘、償還期間は三年とし、基礎主要構造部に対する貸付金の償還期間は十年、利率は五分五厘といはいたしました。

次に第二十一條の二を加えたのであります。本条は貸付金の償還期間の特例等に関する規定でございます。地震、暴風雨、洪水等の災害によりまして滅失した住宅に災害の当時居住しておりました者が、災害の発生の日から二年以内に住宅を建設する場合には、当該住宅に係る貸付金の償還期間を現行法よりも三年以内延長いたしました。又三年以内の据置期間を設けることができるようにいたしました。

次に第二十一條の三を新たに加えましたが、これは貸付金の償還方法に関する規定でございます。本条は、現行法の第二十一條第三項及び第四項に當る規定でありまして、改正案の第一項では、現在公庫の貸付金は割賦償還の方法によることになつておりますが、この法律に基く住宅又は土地の譲渡事業に係る貸付金につきましましては、割賦償還の方法によらないでも償還できることとしたいたしました。

改正案の第二項は、公庫が貸付金の未償還分につきましまして、弁済期日が到来する以前に償還を請求できる場合に對し、償還を請求する部分以外に對しては、新たに多層家屋内において人の居住の用に供する部分以外の部分が公庫の定める用途以外の用途に供せられましたとき、住宅の分譲事業

を行ふ法人又は土地の造成事業を行ふ法人等が、その住宅又は土地を後ほど述べますような主務大臣が定める価格を超えて譲渡した場合を加えて、この場合にも未償還分につきまして弁済期日が到来する前に償還を請求できることにいたしました。

次に第二十三条は業務の委託に関する規定でございますが、本条の改正は、公庫業務の拡張に伴ひまして、地方公共団体に対して、新たに住宅又は基礎主要構造部の建設工事の審査、土地の造成工事の審査等をも委託し得る途を開いておきました。

次に第二十四条は、業務方法書に関する規定でございますが、本条も同様な趣旨で、公庫の業務方法書に融資の対象となる基礎主要構造部の規模、規格の基準、土地の造成に関する基準、それから公庫の附帯業務の処理の準則をも記載すべきことといたしました。

次に第二十五条は事業計画及び資金計画に関する規定でございますが、従来の第二十五条の第二項におきましては、公庫の事業計画及び資金計画を作成する場合に貸付事業者に対する貸付金の総額は、当該年度における貸付金の総額の百分の三十を超えてはならないという規定になっておるのであります。土地対策としての住宅の高層化の促進に伴ひまして、この制限によることが困難になつて参りましたので、この際この規定を削除しまして、これに伴ひまして本条の第三項を第二項といたしました。

次に第三十三条は報告及び検査に関する規定でございますが、本条の改正で、公庫資金に係る業務の適正な執行を期しますために、主務大臣に公庫

資金の貸付けを受けて住宅を建設して賃貸又は譲渡する事業を行ふ法人、又は土地の譲渡事業を行ふ法人につきまして、必要と認める場合には報告を求め、又はその職員をしてこれらの法人の事務所に入り検査をする権限を付与したものでございます。

第三十四条は、貸付金の使途の規正に関する規定でございますが、本条の改正は、貸付金が貸付の目的以外に使用されることを防止いたしますために、従来の規定のほかに、住宅若しくは基礎主要構造部の工事施工者又は貸付金を以て造成する土地の工事施工者に対しまして直接に資金を交付することといたしました。

次に第三十五条の貸借人の選定及び家賃に関する規定でございますが、本条第二項を改正しまして、貸付金に係る住宅の家賃の額を主務大臣が定める場合には、住宅の建設に必要な費用、利息、公課、管理費、修繕費、火災保険料、その他必要な費用を参酌することといたしました。

次に第三十五条の二の規定でございますが、これは譲受人の選定及び譲渡価格に関する規定でございますが、本条を新たに追加しまして、住宅又は土地の譲渡事業を行ふ法人等が公庫の貸付金に係る住宅又は土地を譲渡する場合におきましては、譲受人の資格、譲受人の選定方法、その他の条件に從つて、主務大臣が定める基準に從つて譲渡しなければならぬことといたしました。また、その譲渡価格につきましても、住宅の建設に必要な費用又は土地の取得、若しくは造成に必要な費用、その他の費用を参酌して主務大臣が定める価額を超えて譲渡してはなら

ないということといたしました。

第三十六条は、土地斡旋手数料に関する規定でございますが、本条を改正しまして、公庫が付帯業務として規定されております土地斡旋業務を行ふ場合には斡旋手数料を徴収することができるといたしました。

次に第四十六条乃至第四十九条、罰則に関する規定の改正でございますが、四十六條におきましては、住宅又は土地の譲渡事業を行ふ場合は、譲渡価額又は譲渡方法等に関する主務大臣の規定に違反いたしました者に対しまして、従来と同様の趣旨によつて処罰規定を設けました。

又第四十八條の二を新たに設けまして、第三十三條の二に規定いたしておきます貸付を受けた法人等に対して主務大臣が報告を求め、又は検査いたしました際に報告せず、又は検査を拒む等の事実のあつた場合に、従来の受託金融機関に対しましてと同様貸付を受けた法人等に対する罰則を規定いたしました。

なお、第四十七條、第四十八條、第四十九條につきましては、今回の改正に伴ひ引用条文の変更により必要とされる点について改正をいたしましたわけでございます。

以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案中主要な改正点を述べたのでございますが、最後に附則におきまして本改正法律の施行期日、改正に伴う関係法律の改正につきまして規定いたしましたのでございますが、その概要を申し上げます。

第一項は施行期日に関する規定、第二項は適用区分に関する規定でございますが、この改正法律は公布の日から

施行することといたしました。改正案は原則として昭和二十九年年度の事業計画に係るものから適用いたすこととし、災害の場合の措置期間等につきましては昭和二十九年年度の四月一日以降の災害から適用することといたしました。

第三項は、産業労働者住宅資金金融通法の一部改正でございますが、産業労働者住宅資金金融通法につきましては、今回の改正に伴ひまして同法中公庫法の引用条文が変更されましたので、これについて必要な改正を加えました。

第四項は、北海道防犯住宅建設等促進法の一部改正でございますが、北海道防犯住宅建設等促進法につきましては、住宅金融公庫法の改正に即応しまして、防犯住宅に係る償還期間を延長いたしますと共に、同法中引用条文が変更されましたのでこれらについて必要な改正を行いました。

第五項は登録税法の一部改正を行う規定でございますが、登録税法につきましては、同法の一部を改正しまして、住宅又は土地の譲渡事業が円滑に行われましますように公庫の貸付金によつて譲渡のため取得する住宅又は土地の権利の取得又は所有権の保存の登記についての登録税をも免除いたしました。

第六項は地方税法の一部改正をいたす規定でございますが、地方税法につきましては、住宅金融公庫の業務上取得いたします不動産についての不動産取得税を非課税といたしますと同時に、住宅賃貸事業、住宅又は土地の譲渡事業、これらの事業が円滑に行われましますように賃貸又は譲渡いたしますため

の公庫の貸付に係る住宅又は土地についての不動産取得税の課税標準の算定につきまして、公庫の貸付金決定の基礎となりました金額を取得価格から控除して算定するよういたしました。

次に公庫の貸付を受けて耐火建築促進法によりする防火帯に家屋を建設いたします場合には、不動産取得税の課税標準の算定につきましては、建設大臣が別に定めておきます標準建築費によつて算出した木造の家屋の建設に要する費用と耐火構造の家屋の建設に要する費用との差額の二分の一に相当する金額を不動産の取得価格から控除して算定することといたしました。なおこの場合に耐火建築促進法による補助がございませう場合には、その補助金の額が控除されることになっておりますので、二重に控除されることのないようにいたしました。

以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の主要な条文についての御説明を申し上げた次第でございます。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記をつけ下さい。それでは只今御出席の方は鬼丸人事課長さんのはかに多治見会計補佐さんです。最初に赤木委員の御要求の資料の説明だそうでございます。

○説明員(鬼丸勝之君) お手許にお配りいたしました資料のうち、先般赤木委員から御質問の事項に関する分を先ず申し上げますが、地方建設局事業量及び一人当たり消化額という印刷物がござい

方建設局でやつておりますが、この事業量のうち宮繕関係は便宜上別にいたしまして、漸次請負の割合が殖えておるという趨勢にございます。

しまして、事業量がどういふふうに至近の年間変つて来ておるかと申しますと、ここにございますように、二十三年度から二十九年までの各年次別の実業量を金額で表示いたしてあります。特に二十五年から、これは物価の上昇或いは賃金の高騰のために、又事業の実質的な増加も含めまして、二十五年から漸次増加いたして来ておるのであります。これに對しまして職員の一入当りの工事の消化の問題でございしますが、御承知のように工事の施行方法は直営、請負と両方ございまして、この直営と請負の関係で厳密には事業消化量が違つて来ておるわけでありまして、ここは従来の慣例に従ひまして、請負を四分の一の人員に見まして換算いたしました結果、昭和二十六年度は一入当り百七十四万七千円、二十七年度は百九十六万二千円という

次に都道府県の実業量と一入当りの消化額でございますが、建設省所管で都道府県が扱つております事業量のその変遷を最近二十三年度以降について見ますと、一に書いてありますような金額に相成るのでございます。これをもとにいたしまして、先ほどと同様な要領で一入当りの消化額を算出したしますと、二十六年度は七十八万、二十七年度が九十一万三千円、こういうことに相成るのであります。この場合の職員につきましては、都道府県の土木関係職員の実人員について計算いたしております。この実人員の中に、これはいはゆる常勤勤務者のような者が含むかどうかという点でございますが、いわゆる常勤勤務者という制度はございませんので、この点ははつきりしませんがいわゆる恒常的な実人員であると考えられるのであります。

数字が出て来ております。それ以前の年度の分につきましては、実は直営と請負の關係ではつきり分けて考える数字が出ておりませんので、正確な数字が出ない關係上、はつきりした一人当りの消化額が出ないという状況でございますので、ここには書いてございません。これは定員内の職員の一人当りでございまして、これにいわゆる常勤労働者の定数を合せました場合、一人当りの消化額は次に書いてございますように、二十六年度は九十九万五千円、二十七年度は百八万四千円、かように相成るのであります。

次に請負と直営の事業量の割合は三のところに書いておりますような工合で、これもやはり請負のほうの割合が漸次殖えて来ておる、かような状況であります。そこで一人当りの消化額について見ますと、地方建設局の行方場合と都道府県の場合と比較いたしますと、都道府県のほうが人を甘く使つておると申しますか、都道府県の一人当りの消加額が建設省直轄でやる場合よりも少い、こういう結果が現われておるのであります。

以上一応赤木委員の御質問の事項に關連いたしました資料の説明を終ります。

な御参考までに申し上げますと、請
負事業量と直営事業量の割合は次の三
にごございますようになつており
す。

○赤木正雄君 二、三気の付いたこと
をお尋ねいたします。私は実は今御説

明を承わりまして全く逆の考えを持っておりました、今までは。と申しますのは建設省のはうが一人当りの工事分量が少いと思つていたのです。併しこれを見ますと一人当りの工事分量が大変多い。まあこれは技術官の方に重なりと詳しこれはわかりませんが、要するに直轄工事は工事量が多い、だからして一人当りの受持つ分量も多い、こういうふうに解釈がちよつとできませんが、それでよろしいかね。

ませんか。例えば建設省のほうは、地建の本当の建設業務だけやる、いわゆる本省の定員が入つておらん。府県のほうは現場をやる以外に今度は町村の監督事務をやる、そういう人を含んでいるのじやありませんか。

○説明員(鬼丸勝之君) 府県の場合は土木関係職員全部入つておりますから、いわゆる監督事務をやるような者も入つております。

○小澤久太郎君 でそれから例えば府県

○赤木正雄君　これは今後行政機構をどういうふうに改めるかというときのことですが、これが大きな基礎になるのです、これによって……でありますから、今小沢委員のお尋ねにもありますしたが、私どもは実際合点が行きません。だから、実際質問し得るだけの自信がないのであります。でありますから、あなたのほうとしまして、もう少し研究をして見まして教えて下さい。教えてもらつた上でもう少し私研究したいと思ひ

○説明員（鬼丸勝之君）はつきり断定的なお答えを申し上げかねますが、私の推測するところでは、まあ直営工事が多いという点が多少関連しておるのじやないかと思いますが、それからなお

と埤建と比較する場合、その監督業務を除けて、例えば土木出張所で仕事をやるとか、そういうふうに分けないと比較にならないのじゃないかと思いたす
が、どうですか。

ます。

○説明員(鬼丸勝之君) 只今の小沢委員並びに赤木委員の御発言は至極御同感でございます。先ほど申し上げましたように、又先般も申上げましたように

府県の場合はどうもこの実態が実はよくわからないのでございます。統計年表からこれは機械的にはじ出したのでございますが、なお今後主な府県についてだけでも実態を調査してみたいと考えております。

○説明員(鬼丸勝之君) 先ほど申し上げましたように、府県のほうの定員の使
い方の実態が不分明な点がございまし
て、その点がはつきり区分できていな
いと思いますが、併しながら本来の純
監警業務に属する分だけの定員という

に、実はもう少し実態を正確に調査したいと考えて、今準備を進めております。ただ二、三の附県からもういう要望もありますし、意見も聞きましたが、多少時間を要します。それでもなお完全な意味の正確な実態が把握できる

○赤木正雄君 先ほども申しした通りに、直営のはうは案外人を甘く使つておるといふような考えを持つていたものでありますから、殊に又直轄と申しましてもだん／＼直営が殖えて参りましたので、むしろ直轄工事をやめて、全部県営工事にその工事はしたらいいいじ

ものほ比較的少いのじやないかと思つております。それからもう一つは、四対一という割合で請負を直営に換算いたしましたから、その点が響いておるのじやないかと思ひます。府県のほうが割合に請負の率が多いのですから……。

るかどうかが自信が十分にございませぬが、こういう部分をしっかりと把握し、握するための調査をいたしたいと考え、ております。

やないかというふうな考えを持つておつたのですが、この表だけを見ますと、全く私の考えは誤つていたので、逆に仕事は直轄に持つて行つたほうがいい……。

○小澤久太郎君 これはそういうふう
に簡単に結論を出さないで、よく調べ
て十分調査して頂きたい。それから監
督業務は割合に少いと言いますが、な
かなか少いのではないので、相当私はそ

てないと、行政をどう分けるかということがわからないのです。今政府のやつておる行政機構改革というものは、まるで子供の夢のようなもので、実際に副つていない。こういう基礎があつ

○小澤久太郎君　ちよつと関連して……今東丸さんが出した表で、府県のもの、例えば府県の本庁にいる監督業務に携わっている土木職員と、そういうふうなのを含んでいるのじやあり

つちの分量があると思う。例えば建設省の本省でやつておろさないろ／＼な業務があるというようなことで、その点をよく調べて、両方とも同じようなベースに立つて調べて頂きたい。

で、これがいかに悪いかわかりませんが、そういう基礎に立つて、或いは府県の事業をどうするとか、それから直轄事業をどうするとか、そこに行かないと、今までやっておるのは實際夢み

たいなものです。これだけ申上げまして、まだ私研究します。

○飯島通次郎君 今頂いた資料の中で、国と府県の表の中の直営と請負の事業費というのは、これはもう間違いないですね。

○説明員(鬼丸勝之君) 二十六年と二十七年ににつきましては正確な数字でございますので、書き上げました次第でございます。

○飯島通次郎君 そうするといずれも請負が漸増の傾向にあるということは今の発言の通りですね。

○説明員(鬼丸勝之君) おうございませう。まあ将来は予測できませんが、只今のところはそういう趨勢にございませう。

○三浦辰雄君 この直接の問題じやないのですが、常勤労働者関係ですね、これは前々の定員法の際等にも問題になったものですけれども、一体これは事実を把握しておられるんですか、その数というものを、常勤労働者、つまり定員外の非常勤、常勤者というものが、この定員が足りないために、それと同じような仕事をさせておられるのは、やはりお用いのはずだし、ここにも現にそれを使つての消化額を出しておられるんです。

○説明員(鬼丸勝之君) 常勤労働者につきましては定数、並びに人員を把握いたしておられます。これは共済組合に加入する関係もございまして、これははつきり把握いたしておられます。ただこの常勤でないいわゆる非常勤労働者で、補助員というより名前前で呼ばれております者につきましては、昨年の五月一日に調査いたしました。その後先機関の報告を折々求めておりま

すが、これは多少そのときそのときではつきりせん点がございませうのでして、つまり、補助員というものが、その概念がはつきりせん点もございませうし、今これを私どうするかにつきまして根本的に研究中でございませう。先ほど申上げました一人当りの消化量の場合は、常勤労働者の定数だけ合せて割出しておられます。補助員はこれに入

○三浦辰雄君 この表の作り方についてはわかりましたが、問題は補助員です。私前に常勤労働者と言つたけれども、非常勤の労働、いわゆる補助員、これについては年末等についてのいわゆる賞与といふ点も、給与ですね、これは対象になつていない段階を作つてなつていふんだと思つては、従つてそれらはどういふふうになるか。数字はわかっているしこれには入つてない、こういうことなんですか。数字はわかっているというお話だけれども、大休年末等においてはわか

○説明員(鬼丸勝之君) 例えば年末手当を支給いたします場合とか、それから特に調査いたしました場合の数字は把握いたしておられます。これは非常勤に浮動性がございまして、別に定員というものが関係上、相当移動があるわけでございます。その点はこの表の別表の二というのがございませうが、非常勤職員のうちいわゆる補助員の給与支弁費目一覧というのがございまして、これは昨年の五月一日に全面的に調査いたしました結果、人員とその給与の支弁の費目の一覧でございませうが、まあ大体この八千三百九十名、八千四百名前後現在もおるといふふう

考えております。

○三浦辰雄君 なお、先ほど赤木さん、それから小沢さんあたりからの意見、つまり地方との関係、地方庁関係の比較において、この点も非常に大きな問題だと思つては、ですからこの点まで考えを及ぼした意味において比較表をお作り願わないと、これも非常に大きな問題になると思つて願ひます。

○説明員(鬼丸勝之君) 御意見の通りでございますので、その点も加えまして、併せて調査をいたしたいと考えております。

○委員長(深川タマエ君) 続けて残りの御説明をお願いいたします。

○説明員(鬼丸勝之君) 次に、先ほどちよつと触れましたが職員、準職員と補助員、これらの平均給与とその支弁費目につきましましてまとめたものを簡単に申上げたいと思ひます。

平均給与は、職員につきましては一万六千七百六十四円に相成つております。それから準職員は一万四千九百十四円、補助員は日額でございませうが、三百十四円というふうになつております。補助員は御案内のように賃金支弁でございませうので、これは基本賃金といふことになつておりますが、いわば常勤職員の場合の本俸に相当するものでございませう。併しなからこの基本賃金の三百十四円のはかに、その職務の実態によりまして特殊作業手当でありま

ここに一覧表をまとめて提出した次第であります。それから非常勤職員の補助員の給与支弁費目につきましても同様ここに一覧表をまとめてみた次第でございませう。

それから次に常勤関係につきまして、先ほど別に申上げるといふことを申上げておつたのでございませうが、これは最近特に非常に変遷が激しい状況でございませうので、別にここにやや詳細に書いてございませうが、先ず昭和二十七年に調査庁から大體に仕事に移されて、その結果人員につきましましては、ここにございませうように四百六十三名という定員内の職員が建設省に移つて参つたのであります。でこれに

対応する仕事といたしまして、二十六億の管轄工事の事業量が殖えておるといふことでございませう。この消化量につきましましては、二十八、二十九年度、兩年度正確な数字が出ておりますので、次の表に一覧にいたして書いてお

りませうが、結局先般田中委員の御質問の点で百三十名の増員が来年度行われることになつておりますが、それはどういふ基礎に基いて行われるのかといふ一つの資料として作成いたしましたのでございませう。この二十八年度の予算に對しまして、支出見込額と繰越の見込といふものをここに書いておられますが、繰越と二十九年度の工事の予算、これは予定でございませう。これを合せて二十九年度に実施する工事量といふものになります。これに對しまして、二十九年度の定員は(四)に書いてありますが、千九百三十九人と相成るのであります。ところが二十八年度は千八百二十名で、差引この数字から見ますと百十九名の増員と相成ります。が、

これは大蔵省との話し合いの下に、一応百三十名のうち十一名を本省の官房に廻すというふうな話し合いで、直接工事関係に働く人は百十九名というふうになり相成つておるのであります。従いまして、これから割出されますところの一人当りの消化量は、二十九年度におきましては千七百七十三万九千円、二十八年度の消化量は千一万五千円といふことになりまして、かなり来年度は一人当りの仕事が増くなつて来るということに相成るのであります。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(深川タマエ君) 速記を始め。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十五分散会。

三月六日本委員会に左の事件を付託された

一、国連軍の演習場使用に伴う損害補償等の請願(第一五二四号)
一、秋田船川港線及び能代船川港線の国道認定に関する請願(第一五五〇号)

一、発電水利使用料徴収基準増額に関する陳情(第四〇八号)
一、河川法改正に関する陳情(第四〇九号)
一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する陳情(第四二六号)
一、過年度災害復旧促進に関する陳情(第四二七号)
一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する陳情(第四三

五号)

第一五二四号 昭和二十九年二月十九日受理

国連軍の演習使用に伴う損害補償等の請願

請願者 広島県加茂郡原村長

紹介議員 黒川宗曹

岩沢 忠恭君

広島県原村は、終戦後から進駐連合軍の各種銃砲による実弾射撃場、地雷爆破演習場及び各種車輪の機動演習場として実戦的訓練のため昼夜の別なく使用され、その音響は附近村民の安眠を害するばかりでなく約十キロ隔てた国立療養所入院患者の安静をも乱し、また演習地に隣接する山林、道路、河川、橋、堤、ため池、農地、毛上、建造物等の被害も甚大であるから、これが直接間接の被害に対する救済対策を早急に樹立されるときに損失補償及び被害軽減措置等を実施せられたいとの請願。

第一五五〇号 昭和二十九年二月十二日受理

秋田船川港線及び能代船川港線の国道認定に関する請願

請願者 秋田県船川港町長 中川重利

紹介議員 鈴木 一君

国立公園十和田湖を觀賞して男鹿半島を訪れる観光客あるいは、県北方面の観光客のため、能代船川間の交通量は日を追うて激増しており、またあらゆる産業の面から秋田船川間、能代船川間の陸上交通量は増加の一途をたどっているから、能代市と密接なる連絡をとり男鹿半島の一層の発展を期するため、秋田船川港線及び能代船川港線を

国道に編入の上交通の利便を図られたいとの請願。

第四〇八号 昭和二十九年二月十九日受理

発電水利使用料徴収基準増額に関する陳情

陳情者 福井県議会議長 長谷川清

発電水利使用料徴収基準は、現行一理論馬力年額常時二百十五円、特殊百七円五十銭と定められているが、この程度の使用料では河川事業費の増額の面から見ても、また電力料額に対する比重の面から見ても、きわめて低額であるから、これを一律に年額三百五十七円の一棟に増額せられたいとの陳情。

第四〇九号 昭和二十九年二月十九日受理

河川法改正に関する陳情

陳情者 福井県議会議長 長谷川清

聞くところによれば、最近中央において河川法の改正が企図せられ、その内容はきわめて中央集権的なものとなる模様であるが、かかる改正がなされるとすれば、地方公共団体の行政財政面にはもろ論地方住民の福祉に至大の悪影響を及ぼすこととなるから、立案に当たっては、あくまでも、総合行政を担当する都道府県知事の現行管理権を縮小侵害することのないよう、善処せられたいとの陳情。

第四二六号 昭和二十九年二月二十二日受理

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する陳情(二通)

陳情者 東京都千代田区三年町一

尚友会館内 本多市郎外一名

道路整備費の財源等に関する臨時措置法には、毎年度揮発油税収入相当額を道路整備五箇年計画の国の負担金又は補助金の財源に充てなければならぬと規定しているにもかかわらず、昭和二十九年年度の予算案編成に当りガソリン税収にはるかに満たない道路費を計上して道路事業量を圧迫しようとしていることは明らかに本法の主旨をじゆりりんするものであるから、本法の主旨を励行せられたいとの陳情。

第四二七号 昭和二十九年二月二十二日受理

過年度災害復興促進に関する陳情

陳情者 山口県議会議長 二木謙吾

過年度災害復興は目下の急務であるから、昭和二十九年度予算は既定計画に基き実施せられるとともに、現年度の国庫補助金等を早急に交付せられたいとの陳情。

第四三五号 昭和二十九年二月二十二日受理

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する陳情

陳情者 三重県庁土木部道路整備促進協力会内 天春元太郎

この陳情の趣旨は、第四二六号と同じである。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、道路整備費の財源等に関する臨時

措置法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分という。

二 多層家屋 主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の三分の二以上を人の居住の用に供するものをいう。

三 主要構造部建築基準法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第五号に規定するものをいう。

四 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定するものをいう。

第十七条第一項に次の一号を加える。

四 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体

第十七条第三項及び第四項を次の

ように改める。

3 公庫から貸付を受けた者で第一項第三号又は第四号の規定に該当するものが、第四項の規定による貸付を受けて造成した土地に貸付金に係る住宅を建設する場合においては、これを住宅の建設に附随して新たな土地の取得を必要とする場合とみなして、前項の規定を適用する。

4 公庫は、貸付金に係る住宅の建設を容易にするため必要があると認める場合においては、土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれらの事業を行う地方公共団体に對し、土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金を貸し付けることができる。

5 公庫は、貸付金に係る多層家屋が建設される場合において必要があるとき、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

6 公庫は、特別の事由に因りやむを得ないと認められる場合に限り、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上を有し、且つ、当該家屋の床面積の合計の二分の一以上を人の居住の用に供するものが建設される場合において、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に対し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分

の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

7 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法（以下「融通法」という。）第七條に規定する資金貸付の業務を行う。

8 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、主務大臣の承認を得て、左の業務を行うことができる。

一 住宅又は基礎主要構造部（第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいう。以下同じ。）の設計、工事及び維持補修並びに土地の造成に関する指導

二 住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に関するあつ旋

三 前二項に規定する業務に関連して行ふ土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡

四 貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中の住宅若しくは基礎主要構造部又は造成中の土地についてそれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事又は造成工事を含む。）及び処分

第十八条中「及び第二項」を「第二項及び第四項から第六項まで」に、「同項第三号に該当する者についてはその事業の内容」を「同項第

三号若しくは第四号に該当する者又は同条第四項、第五項若しくは第六項の規定による貸付の申込をした者についてはその事業の内容その他資金の貸付に必要な事項」に改める。
第十九条の次に次の一条を加える。
（多層家屋等の敷地の基準）
第十九条の二 貸付金に係る多層家屋及び第十七条第六項の規定による貸付金に係る家屋（以下「多層家屋等」という。）の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地で、且つ、当該家屋内の住宅の居住者が健康で文化的な生活を営むに足る居住環境を有する土地であるように特に留意されなければならない

い。
第二十條第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「通常必要な費用を参し、や、くして、」の下に「第四項に規定する基礎主要構造部の標準建設費は、地域別及び規模別に、基礎主要構造部の建設のため通常必要な費用を参し、や、くして、」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第五項中「標準建設費」の下に「基礎主要構造部の標準建設費」を加え、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項及び第二項を次のように改める。
第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区	分	貸付金額の限度
木造の住宅（防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は防火構造の住宅（外壁及び軒裏を建築基準法第二條第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価格が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の八割に相当する金額	
簡易耐火構造の住宅（外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）又は耐火構造の住宅（主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	

2 第十七条第一項第二号から第四号までの規定に該当する者で土地を所有するものが、当該土地に多層家屋等内の住宅を建設する場合において、当該家屋内の住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受けるときは、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該家屋内の住宅の建設費及び当該家屋内の住宅の建設に通常必要な土地の取得に必要な費用（当該土地の取得に必要な費用が当該家屋内の住宅の建設費の一割七分をこえる場合においては当該家屋内の住宅の建設費の一割七分に相当する金額）を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

3 第十七条第四項の規定による貸付金の金額の限度は、土地の取得及び造成に要する費用（土地の取得及び造成に要する費用が第一項

に規定する土地の標準価額をこえる場合においては土地の標準価額）又は土地の造成に要する費用（土地の造成に要する費用が第一項に規定する土地の標準価額をこえる場合においては土地の標準価額）の九割に相当する金額とする。

4 第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金の金額の限度は、基礎主要構造部の建設費（基礎主要構造部の建設費が基礎主要構造部の標準建設費をこえる場合においては基礎主要構造部の標準建設費）の全額に相当する金額とする。
第二十一条を次のように改める。
（貸付金の利率及び償還期間）
第二十一条 第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区	分	貸付金の利率	償還期間
木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金		年五分五厘	十八年以内
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金		年五分五厘	二十五年以内
多層家屋内の住宅以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金		年五分五厘	三十五年以内
多層家屋内の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金		年五分五厘	五十年以内

2 第十七条第四項の規定による貸付金の利率は、年六分五厘とし、その償還期間は、三年以内とする。

3 第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、償還期間は十年以内とする。

(貸付金の償還期間の特例等)

第二十一条の二 公庫は、地震、暴風雨、洪水、火災その他の災害で主務省令で定めるものに因り滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者で第十七条第一号の規定に該当するものが、当該災害の発生の日から二年以内に住宅を建設しようとする場合において、その者に住宅の建設又はこれに附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から三年以内の据置期間を設けることができる。

(貸付金の償還方法)

第二十一条の三 公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、第十七条第一項第四号の規定に該当する者に係る貸付金又は同条第四項の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができる。

2 公庫から貸付を受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。)は、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができ、

3 公庫は、第一項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に対し、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金についてはいつでも償還を請求することができる。但し、償還を請求することができない額は、第五号又は第六号に該当する場合においては、当該住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号に該当する場合においては、当該住宅に係る貸付金の額をそれぞれこえることができない。

一 貸付を受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなくて割賦金の償還を怠つたと認められるとき。

二 貸付を受けた者が当該貸付金を担保するため設定された低当権の目的たる住宅、土地その他の不動産に係る租税その他の公課を滞納したとき。

三 貸付を受けた者が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

四 貸付を受けた者で第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者が、貸付金に係る住宅、土地その他の不動産又は借地権を他人に譲渡したとき。

五 貸付を受けた者たる住宅組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けた組合員が当該住宅又は住宅及びこれに

附随する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

六 貸付を受けた者たる住宅組合が、当該組合から貸付金に係る住宅又は住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権の譲渡を受けるべき組合員の持分の譲渡を承諾したとき。

七 貸付金に係る住宅が貸付の際定められた用途以外の用途に供せられたとき。

八 第十七条第五項又は第六項の規定による貸付金に係る家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分が公庫の定める用途以外の用途に供せられたとき。

九 貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するものが第三十五条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十 貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が第三十五条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 前各号に掲げるものの外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

成工事の審査、住宅又は基礎主要構造部の維持補修に関する指導及び貸付金の回収に関連して取得した建設中の住宅若しくは基礎主要構造部に係る建設工事又は造成中の土地に係る造成工事」に改める。

第二十四条第二項中「貸付をする」ことができる住宅」の下に「又は基礎主要構造部」を、「規格に関する基準」の下に「貸付をすることができ、その他の貸付の条件」の下に「並びに第十七条第八項各号に規定する業務を行う場合においては当該業務の処理に関する準則」を加える。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条第一項を次のように改める。

主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者たる金融機関、融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関(以下本項において「受託者等」という。)又は貸付を受けた者で第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの若しくは同条第四項の規定による貸付を受けた者(以下本項において「貸付を受けた者」(以下本項において「貸付を受けた者」という。))に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫、受託者等若しくは貸付を受けた法人等の事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者等に対して

は当該委託業務の範囲内に限り、貸付を受けた法人等に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

第三十四条第二項中「住宅の工事施行者」を「住宅若しくは基礎主要構造部の工事施行者又は貸付金をもつて造成する土地の工事施行者」に改める。

第三十五条第二項中「地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)に定める額制額の範囲内において主務省令で」を「住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。)、利息、公課、管理費、修繕費、火災保険料その他必要な費用を参し、よくして主務大臣が」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(譲受人の選定及び譲渡価額) 第三十五条の二 貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するものは、貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、同条第四項の規定による貸付を受けた者は、貸付金に係る土地を住宅又は住宅の建設に伴い必要とされる施設の建設のため土地を必要とする者に対し、譲受人の資格、譲受人の選定方法その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2 貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を

受けた者は、住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）又は土地の取得若しくは造成に必要な費用、利息その他必要な費用を参し、又は主務大臣が定める額をこえて、貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することできない。

第三十六条を次のように改める。

（土地あつ、旋手敷料）

第三十六条 公庫は、第十七条第八項第二号に規定する業務を行う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつ、旋手敷料を徴収することができる。

第三十八条の二を第三十八条の三とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（建築基準法及び宅地建物取引業法の適用）

第三十八条の二 建築基準法第十八条及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十三条の規定の適用については、公庫は、国とみなす。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 左の各号の一に該当する場合においては、会社その他の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するものが、第三十五條第一項に規定する基準に従わないで住宅を賃貸したとき。

二 前号の者が、第三十五條第二項に規定する額をこえて、家賃の額を契約し、又は受領したとき。

三 貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が、第三十五條の二第二項に規定する基準に従わないで住宅、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 前号の者が、第三十五條の二第二項に規定する額をこえて、住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を科する。

第四十七條中「の役員又は職員」を削り、「忌避したときは、」の下に「その違反行為をした金融機関の役員又は職員を」を加える。

第四十八條中「公庫の役員若しくは職員又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員」を「公庫又は受託者たる金融機関若しくは融通法第十條第一項の規定により委託を受けた金融機関」に改め、「忌避したときは、」の下に「その違反行為をした公庫又は金融機関若しくは融通法第十條第一項の規定により受託を受けた金融機関の役員又は職員を」加える。

第四十八條の次に次の一条を加える。

第四十八條の二 貸付を受けた者で

第十七條第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が、第三十三條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした会社その他の法人の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十九條第五号中「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同条第六号中「第五項」を「第七項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律中附則第六項の規定は昭和二十九年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の住宅金融公庫法第二十二條第二項及び第二十一條第一項の規定並びに附則第四項中改正後の北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八條第二項及び第三項の規定に係る部分は住宅金融公庫の昭和二十九年年度の事業計画に係るものから、改正後の住宅金融公庫法第二十一條の二の規定は昭和二十九年四月一日以降に発生した災害から適用するものとし、住宅金融公庫が昭和二十八年年度以前の事業計画に係る資金の貸付の申込を受理したものについては、その償還期間は、なお、従前の例による。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

3 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第四項及び第五項」を「公庫法第二十条第六項及び第七項」に、同条第三項中「公庫法第二十一条第三項、第四項（第五号、第六号及び第八号を除く。）及び第五項」を「公庫法第二十一条第三項、第五項、第六号及び第八号から第十号までを除く。）及び第四項」に、「公庫法第二十一条第四項第四号中「第十七條第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者」に、「産業労働者住宅資金融通法第七條第一項各号の一」を「産業労働者住宅資金融通法第七條第一項各号の一の規定に該当するもの」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 第十條第一項の規定に

より公庫の業務の委託を受けた金融機関が、同条第二項において準用する公庫法第二十三條第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第十六條第三号中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、同条第四号中「公庫法第二十条第五項」を「公庫法第二十条第七項」に改める。

（北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正）

4 北海道防衛住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「及び第二項」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七條第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分		貸付金の限度	貸付金の利率	貸付金の償還期間
住宅	防衛住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるもの建設及びこ	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地若しくは借地権		

れに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額、以下本条において同じ。）の八割五分に相当する金額	年五分五厘	三十年以内
多層家屋等（公庫法第十九条の二に規定する多層家屋等をいう。以下本条において同じ。）内の防寒住宅外の防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分五分に相当する金額	年五分五厘	三十五年以内
多層家屋等内の防寒住宅の建設費又はこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年五分五厘	五十年以内

第八条第三項中「公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるものの外、」を削り、同条第四項中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第六項及び第七項」に改め、同条中第三項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫法第二十条第二項の規定は、北海道の区域内における多層家屋等内の防寒住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受けること、の貸付金額の限度について準用する。

第九条第四項中「公庫法第二十条第三項」を「公庫法第二十条第五項」に、「公庫法第二十条第四項及び第五項」を「公庫法第二十条

第六項及び第七項」に改める。

（登録税法の一部改正）

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分但書中「第十一号ノ三、」の下に「第十一号ノ四、」を加え、同条第十一号ノ三の次に次の一号を加える。

十一ノ四 地方公共団体又ハ民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニシテ住宅金融公庫法第十七条第一項第四号又ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノガ住宅金融公庫ノ貸付金ニ依リ譲渡ノ為取得スル住宅及土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（地方税法の一部改正）

6 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一條の七に次の二號を加える。

十 住宅金融公庫の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第八項第三号に規定する業務を行う場合における不動産の取得

十一 住宅金融公庫の貸付金の回収に関連する不動産の取得（住宅金融公庫が建築中の住宅を取得し、建築工事を完了した住宅の取得を含む。）

第九百一十一條の十四に次の二項を加える。

6 住宅金融公庫から貸付を受けた者で、住宅金融公庫法第十七

条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同法同条第四項の規定による貸付を受けた者が住宅金融公庫の貸付金に係る不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付金算定の基礎になつた額を価格から控除するものとする。

7 住宅金融公庫法第十七条の規定により資金の貸付を受けて耐火建築促進法第四条の規定に基づき指定された防火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、同法第七條第三項の規定により建設大臣の定めるところによつて算出した耐火建築物と木造建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の二分の一に相当する額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額（以下本項において「標準建築費の差額」という。）を価格から控除するものとする。但し、その新築について同法第五条の規定に基づく補助金の交付を受けた場合においては、標準建築費の差額が当該補助金の額をこえる額を控除するものとする。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
道路整備費の財源等に関する臨時

措置法（昭和二十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和二十九年年度については、第三条中「税収入額」とあるのは、「税収入額の三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。